

香美市立山田小学校ホームページに係るガイドライン

1. ガイドライン設定の目的

このガイドラインは、香美市立山田小学校のホームページを適切に公開・運用するために必要な項目を定めるものとする。

2. ホームページ公開の目的

- (1) 開かれた学校づくりの推進に取り組んでいる本校の学校情報や教育活動を、保護者や地域の方々、学校の卒業生や関係者等、広く一般に公開して理解と協力を得る。【発信】
- (2) 本校の教育活動を知った他校の子どもたちや関係者等との交流を通して、子どもたちの視野を広げ教育活動の充実を図る。【交流】
- (3) 具体的な教育情報を公開し、学校や教職員等で共有することにより、教育活動をさらに高めていく。【共有】
- (4) 本校の教育活動や成果、地域教材などを記録しておくことにより、本校の経緯や状況についてさらに理解を深めてもらう。【記録】
- (5) 情報発信をすることで、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、情報化社会に参画する態度を養う。【情報化社会に参画する態度】

3. ホームページの管理・運営

- (1) ホームページの管理責任者は学校長とし、ホームページに掲載されたすべての情報について責任を負う。
- (2) 具体的な管理運営は、学校長から任命された教員がその任にあたり、管理責任者と管理運営担当者により、ホームページ管理運営委員会を組織する。
- (3) ホームページ管理運営委員会では、管理責任者の承認を得ながら、以下の事項を所掌する。
 - ①ホームページの管理運用
 - ②ホームページの掲載内容の選定
 - ③セキュリティの保守
 - ④人権尊重および個人情報の保護
 - ⑤知的所有権および著作権の保護

4. ホームページ作成者

- (1) 本校に在籍する教職員・児童及びその保護者とする。
- (2) 児童が作成するページについては、担当教員が指導するものとする。その際、著作権など知的所有権の侵害や他者への誹謗中傷、個人情報の保護等に十分に留意するものとする。
- (3) 教職員や保護者がホームページを作成する場合は、本ガイドラインに準じたものとする。その内容については、管理責任者及び管理運営担当者が指導するものとする。

5. 関係法令等の遵守

- (1) ホームページ作成や掲示板、ブログ等の利用にあたっては、著作権・知的所有権・肖像権等の保護に関する法令等に違反しないこと。
- (2) 児童の作品や写真を公開する場合は、あらかじめ児童及び保護者の承諾を得ておくとともに、その作品等には著作権があることを主張すること。
- (3) その他、関係法令等や必要なガイドラインを遵守すること。

6. 個人情報の保護

- (1) 児童の氏名については、ファーストネームまたは愛称で表記し、フルネームや漢字を使わないこと。
- (2) 児童の住所、電話番号、生年月日、家族関係、保護者名等のプライバシーに関することは掲載しないこと。
- (3) 児童の写真および作品は、公開することが教育上必要と認められる場合に、悪用されないように大きさや解像度等を配慮したうえで掲載することができる。また、掲載については、事前に児童及び保護者の承諾を得ておくこと。

7. ホームページの公開

ホームページ作成後、その内容を管理運営担当者が確認し、管理責任者により内容が適切であると承認された場合に、サーバにアップロードして公開するものとする。

8. 日常の管理

日常の管理は、管理運営担当者が行い、ホームページの内容について、本ガイドラインに違反する内容や記述等があった場合は、速やかに削除や修正を行い、ホームページの適切な運用を図る。

また、掲示板やブログ等への書き込みの内容についても管理し、不適切な書き込みが行われている場合は直ちに削除する。

9. 非常時の対応

本ホームページに問題が生じた場合は、管理責任者と管理運営担当者が協議し、適切な措置を行うとともに、関係機関への連絡を行う。

附則

このガイドラインは、2011年5月1日から施行する。